

一般競争入札の実施（公告）

島原振興局総合庁舎宿日直業務委託について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和8年2月19日

長崎県島原振興局長 吉田 稔

1 一般競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

島原振興局総合庁舎宿日直業務委託

(2) 業務内容

入札説明書による。

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 履行場所

長崎県島原振興局総合庁舎

(5) 入札の方法

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 電送及び郵送による入札は認めない。

ウ 1回目の開札において、落札者が決定しない場合は、直ちに再度入札を行う。再度入札においても同様とする。

エ 入札執行回数は3回を限度とする。3回目までに決定しない場合は、最低入札価格を入札した者と見積の協議を行う場合がある。

オ 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要である。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 島原振興局総合庁舎宿日直業務に関する令和8年2月19日付けの競争入札の参加者の資格等に示した入札の参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
- (4) この公告の日から7の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) この公告の日から7の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けすることが明らかである者でないこと。

- 3 当該入札説明書等に関する事務を担当する部局の名称等
(名称) 長崎県島原振興局管理部総務課 総務係
(住所) 〒855-8501 長崎県島原市城内 1-1205
(電話) 直通 0957-63-5036
(FAX) 0957-63-7933
- 4 当該入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称等
(名称) 長崎県島原振興局管理部総務課 経理班
(住所) 〒855-8501 長崎県島原市城内 1-1205
(電話) 直通 0957-63-5036
(FAX) 0957-62-8615
- 5 入札説明書の交付方法
(期間) この公告の日から令和8年3月18日(水)午後5時までの間(県の休日を除く。)
(場所) 3の部局等とする。
- 6 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 7 開札の場所及び期日
(1) 場所 長崎県島原振興局新館A会議室
(2) 日時 令和8年3月19日(木) 10時00分
(3) 入札当日が悪天候(大雨等)の場合は入札を延期することもあるので、事前に4の部局へ確認すること。
- 8 入札保証金及び契約保証金
(1) 入札保証金
見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税を含む。)の5/100以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(契約希望金額(消費税及び地方消費税を含む)の5/100以上)を締結し、その証書を提出する場合。
イ 令和5年4月1日から令和8年3月6日までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、それを証明するものを2件以上提出する場合。
(2) 契約保証金
契約金額(消費税及び地方消費税を含む。)の10/100以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の10/100以上)を締結し、その証書を提出する場合。
イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、それを証明するものを2件以上提出する場合。
- 9 入札の無効
次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(7)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。
(1) 一般競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
(3) 入札者が連合して入札したとき。
(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
(5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

- (6) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (7) 資格を受けた者が行った入札であっても、入札日において長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (8) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
- (9) 入札者又はその代理人が同一事項に対し 2 以上の入札をしたとき。
- (10) 入札書に入札金額又は入札者名の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。
- (11) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (12) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (13) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

10 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和 39 年長崎県規則第 23 号）第 97 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に關係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

11 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書 4 に掲げられている「政府調達に関する協定」の適用を受けるものではない。
- (3) 本公告に定めのない事項については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令及び長崎県財務規則の定めるところによる。
- (4) 本入札には、最低制限価格は設定されていない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。